

写

3 経営第3250号
令和4年3月31日

各都道府県農業信用基金協会会長理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等についての一部改正について

今般、別紙新旧対照表のとおり農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号）の一部を改正したので、御了知の上、本事業の適正な実施を図られたい。